令和８年度　港まちづくり協議会　定期市等の考え方

１　事業目的

次の視点によるまちづくりを目指す。

(1) 定期市を通じたコミュニケーションの活性化
(2) 地域商店街の振興
(3) 地域の空き家対策
(4) 地域への新たな人材の取り込み

２　事業実施の対象区域

(1) 事業実施の対象とする区域は、事業の実施により活性化を期待する、下記の名古屋市港区西築地学区を中心とした港周辺地区とする。

① 名古屋市港区入船一丁目・二丁目
② 名古屋市港区千鳥一丁目・二丁目
③ 名古屋市港区西倉町
④ 名古屋市港区浜一丁目・二丁目
⑤ 名古屋市港区港町
⑥ 名古屋市港区名港一丁目・二丁目
⑦ 名古屋市港区港楽三丁目・港栄四丁目の一部

(2) 定期市は、築地口商店街及び江川線沿いの周辺エリア（別図参照）の区域を中心に実施すること。（この区域を越えて実施してもよい。）

３　業務の実施場所に関する使用条件

(1) 使用条件は、以下のとおり。

区 分	定期市
場 所	築地口商店街及び江川線沿いの周辺エリア
期 間	毎月第２土曜日
時 間	１回につき 3～4 時間程度

(2) 荒天の場合は、定期市を中止にする場合がある。

４　業務の考え方

(1) 西築地学区にある商店街振興組合等と連携して定期市を毎月１回（毎月第２土曜日に）実施すること。
(2) 協議会が別に委託するイベントやミニコンサート等を定期市事業内で開催できるよう運営すること。
(3) チラシやインターネットを活用した広報を実施すること。

※　協議会は、企画に応じてチラシを 3,000～6,000 部制作している。
※　協議会も、HP/SNS を活用して情報発信する。

(4) 定期市への出店料は徴収できるものとする。（上限 3,000 円までとする。）
(5) 参加料は原則無料とするが、材料費等の実費相当額を徴収する場合は、港まちづくり協議会の了承を得るものとする。
(6) 原則、警察、消防及び保健所への申請業務を行うこと。なお、申請に要する経費は委託料に含める。定期市開催時の警備員１名は協議会が別に委託する。
(7) 事業終了後は、原状復旧を行うものとする。

別図

豫園 港本店
築地口
4丁目
154
エレベーター口
227
定期市エリア
3
オッパ
227
港まちポットラックビル
1丁目
二十番 港店
1丁目
名古屋市立西
築地小学校
浜
三菱UFJ銀行
名古屋港支店
名港
特別養護
ホーム みなと